

# 2016年10月の「台帳」オススメ処理

【台帳とは・・・】 労務管理業務の流れを徹底的に意識して構成されたシステムです。 導入価格192,240円(初年度 保守契約料込)

### 社会保険料変更のお知らせ



毎年10月は、厚生年金の料率変更と、定時決定による標準報酬等級変更による社会保険 料変更を、顧問先にお知らせします。給与計算業務を行っている顧問先は給与計算ソフ トで料率等を変更して直ぐに対応できますが、給与計算業務を受託していない顧問先に は、保険料一覧表などを作成して顧問先に訪問して直接案内しなければなりません。台 帳の保険料をお知らせする処理機能には、保険料変更のお知らせ帳票をPDFファイルに 変換できます。取り急ぎ、顧問先に社会保険料変更のお知らせ等を行いたい場合は、 PDFファイルに変換してメールの添付ファイルで顧問先に送るなどして、柔軟に対応す ることができます。

## 4月入社従業員の年次有給休暇



4月入社従業員の年次有給休暇は通常、10月より付与が行われます。 はじめて有給休暇を取得した従業員に、有給休暇の制度説明を改めて 行う必要があります。事前に事業主に有給休暇取り扱いを確認し、従 業員に有給休暇制度を説明しやすいツールなどを渡しておくと事業主 【起動方法】事業所台帳 →全ての処理ファイル→ 労働基準法関係グルー プ→新有給管理

にも喜ばれるかもしれません。「台帳」では「社員名」「入社年月日」「部門部課」 「現在残日数」などの社員データを登録して、有給の使用した日数や時間を記録する処 理ソフトが搭載されています。今年の何月に、誰が、何日付与されるのか、結果残日数 は何日になるのか、など有給に関連する情報を管理し、本人への有給休暇付与の個人通 知書、個人別台帳、一覧表、有給休暇届等、有給に関する帳票が出力できます。

### 最低賃金計算のために1ケ月平均労働時間や年間総労働時間を確認



毎年10月は地域別最低賃金が変更されます。使用者が労働者に最低 賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対し てその差額を支払わなくてはなりません。日給者や時給者の最低賃金 チェックは比較的カンタンに行えますが、月給者は【月給÷1箇月平 均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)】で計算しますので、1箇月 平均所定労働時間の計算が必要です。「台帳」の処理ソフト「カレン ダー」では、年間カレンダーから年間休日日数や年間総労働時間、1 カ月平均の労働時間を簡単に集計できます。また、未払い残業対策 で、給与体系を見直して基本給を下げた場合、下げた額が最低賃金よ り下回っていないかをチェックする機能も用意されています。 【処理ソフト カレンダー 起動方法】 事業所台帳→全ての処 理ファイル→労働基準法 関係グループ→カレン ダー 【処理ソフト 残業対策 起動方法】 台帳MENU→全ての処理 ファイル→労基・労保・雇 保グループ→残業対策

#### 年末調整の準備:扶養家族の年齢チェック



数年前までは、給料から天引される税金(源泉所得税)は、ご自身 が扶養されている家族(扶養親族)の数によって計算されていまし たが、一昨年から扶養親族は16歳以上に限定されました。 扶養控除申告書で16歳未満と16歳以上の区別をしっかりしなければ いけないことから、扶養控除申告書を記載してもらう時期の前に、 扶養家族の年齢チェックをしておいたほうがよいいかもしれません。 「年齢を指定して高齢者 を検索する方法」 台帳起動画面→検索 抽出→年齢→被扶養者 検索タブ